

1 番館ケアプランセンター サービス内容説明書 (指定居宅介護支援事業)

1 提供するサービス

指定居宅介護支援等の提供方法及び内容は次のとおりとします。

(1) 相談体制

事業所に相談室を整備し、必要に応じ電話又は居宅等へ訪問するなど、適切に対応します。

(2) 利用者に対する情報提供及び相談援助業務

利用者の課題を把握し、それに対応する情報を提供するなど、相談援助を行います。

(3) 利用者及びその家族は、複数の事業者の紹介や、居宅サービス事業者の選定理由について、説明を求めることができます。

(4) 居宅サービス計画等の作成

利用者及び家族への説明と同意の上、サービス事業者の調整を行い、本人へのサービス利用票の交付、サービス事業者へサービス提供票の提出を行います。

(5) サービス実施状況の把握及び評価

介護目標が達成され、問題が解決されたかの評価を期間ごとに確認・記録し、それ以降の対応の方向づけを行います。

(6) その他利用者に対する便宜の提供を行います。

(7) 第5項及び第6項の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

(8) モニタリングにおいて、以下の要件を満たす場合はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行います。

ア) 利用者の同意を得ること。

イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

1 : 利用者の状態が安定していること

2 : 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合を含む）。

3 : テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ) 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

(9) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合

訪問介護	46%
通所介護	71%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	32%

②前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	1番館ヘルパーステーション 46%	新生メディカル訪問介護 34%	ニチイケアセンター 高山訪問介護事業所 8%
通所介護	2番館デイセンター 38%	1番館デイセンター 37%	シンシア高山 11%
地域密着型通所介護			
福祉用具貸与	トーカイ 32%	高山市福祉サービス 公社福祉用具 23%	ケア高山 16%

2 利用料等

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、利用者の負担はありません。

※居宅介護支援費（参考）

【基本部分】

介護度	居宅介護支援費
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の加算が算定されます。

加算等の種類	加算・減算額
初回加算	1回 3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院中又は入所中1回を限度に 4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	入院中又は入所中1回を限度に 6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	入院中又は入所中1回を限度に 6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	入院中又は入所中1回を限度に 7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	入院中又は入所中1回を限度に 9,000円
通院時情報連携加算	500円
中山間地域等提供加算	所定単位数の5%
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定